

狹山市新狭山地区民間学童保育室設置・運営事業者公募型プロポーザルに関するご質問・回答一覧

No.	資料名	項目名	該当番号	ご質問内容	回答欄
1	狹山市放課後児童健全育成事業費補助金交付要綱取り扱い基準	別表 1	1 放課後児童健全育成事業費	送迎車での送迎を考えていますが、送迎車のリース代、送迎車のガソリン代、送迎車の駐車場代のうち補助金対象はどの項目になりますでしょうか。	今回の公募につきましては、施設の要件として、所在地が新狭山小学校の学区内であること、及び、新狭山小学校の児童の受け入れが可能であることとしており、児童のみでの登室が可能となるため、自動車による送迎は想定していないため、補助金の対象とはなりません。 新狭山小学区外からの児童の送迎を実施する場合は、自主事業として、保育料とは別に利用者に受益者負担していただくこととなります。
2	狹山市放課後児童健全育成事業費補助金交付要綱取り扱い基準	別表 1	1 放課後児童健全育成事業費 (2) 人件費加算額(月額)	日割りはないという理解でよろしいでしょうか。つまり、事業実施月数は9ヶ月として人件費加算額の計算を行うという事でよろしいでしょうか。	ご質問の内容で、問題ありません。
3	狹山市放課後児童健全育成事業費補助金交付要綱取り扱い基準	別表 1	2 放課後子ども環境整備事業費	物件を借りる際に、工事期間も含めると、1か月前より賃貸借契約を結ぶ必要がありますが、開室前の開設前賃借料及び敷金・礼金等について、開所準備経費として見込んでよいかご教示ください。	開室前の開設前賃借料（前月分のみ）及び礼金につきましては、開所準備経費としていただくことは可能ですが、敷金につきましては対象外となります。
4	狹山市放課後児童健全育成事業費補助金交付要綱取り扱い基準	別表 1	3 学童保育室支援事業費 (1 支援の単位当たり年額)	日割りはないという理解でよろしいでしょうか。つまり、事業実施月数は9ヶ月として賃借料補助の計算を行うという事でよろしいでしょうか。	ご質問の内容で、問題ありません。
5	狹山市新狭山地区民間学童保育室設置・運営事業者公募型プロポーザル実施要領	5 運営に係る経費	(2) 保育料	開室日が7月20日となっていますが、7月分の保育料は日割りになるのでしょうか。	保育料につきましては、事業者にて設定していただき、提案書に記載してください。
6	狹山市新狭山地区民間学童保育室設置・運営事業者公募型プロポーザル実施要領	9 申請書等の提出及び受付	(9) 施設平面図	施設平面図については、学童保育室を実施する物件の基本的な情報等の提出で良いかご教示ください。	ご質問のとおり、物件の基本的な情報についてご提出いただければと思います。
7	狹山市新狭山地区民間学童保育室設置・運営業務仕様書	2 施設要件	(4) 規模	専用区画の面積は、1階と2階の合計で良いかご教示ください。	ご質問の内容で、問題ありません。
8	様式4 総括表			市補助基準額②が予算限度額を超えてしまう場合であっても、対象経費の支出予定額①が予算限度額内であれば、問題ないかご教示ください。	ご質問の内容で、問題ありません。